

三重県防災対策推進条例の改正（中間案）について

1 基本的な考え方

「三重県防災対策推進条例」は、「自助」、「共助」及び「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図り、防災対策を推進することを目的として、平成21年3月25日公布・施行されました。

今改正では、近年の災害の教訓や制定後10年間の防災・減災対策に関する新たな考え方を踏まえて各主体の責務や役割を再検討しています。

また、「令和」という新しい時代にめざす社会、「三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会」の実現に向けて、三重県防災会議の専門部会である三重県防災・減災対策検討会議での意見も踏まえ改正内容を検討しながら「三重県防災対策推進条例の改正（中間案）」をとりまとめました。

2 制定後10年間の動き、今後の社会の変化

（1）近年の災害の状況

本条例の制定から10年が経過する中で、平成23年3月に死者・行方不明者2万人以上の壊滅的な被害を引き起こした「東日本大震災」や、平成28年4月に短時間に同じ地域で震度7の地震が2回発生した「熊本地震」、そして、平成30年6月に人口密集地で発生した「大阪府北部を震源とする地震」など、大きな地震災害が発生しています。

また、風水害では、平成23年9月に県南部を中心に記録的な大雨による河川堤防の決壊や越水が多数発生した「紀伊半島大水害」や、西日本を中心に河川氾濫、がけ崩れ等で死者200名以上の甚大な被害が発生した「平成30年7月豪雨」など、近年の地球温暖化に伴い激しさを増す台風や集中豪雨による被害が頻発しています。

（2）防災・減災に向けた意識の定着

南海トラフ地震による甚大な被害が想定され、また、年々激しさを増す台風等の被害を受ける三重県にとっては、災害への備えが非日常的な特別な活動ではなく、日々の生活と一体となった当たり前の活動となること、すなわち「防災の日常化」を意識しながら、備えを進めていく必要があります。

（3）今後の社会の変化を見据えた課題

①ICT技術の進展に伴う新しい社会への対応（Society5.0）

個人に合った避難情報の提供や迅速な被災者の救助を行うためには、ICT技術を活用することが必要である。

②事前復興の考え方の反映（SDGs）

被害を抑制し、復旧・復興の期間を短縮するためには、事前復興の考え方を反映することが必要である。

③地方自治体の防災人材育成の向上

南海トラフといった大規模災害に対して、迅速に応急対策活動を実施し、早期の復旧・復興を果たすためには、全職員の防災対応力の向上が必要である。

3 条例改正の主なポイント

(1) 前文の概要

- ① これまで、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、様々な対策を実施してきた。
- ② 災害の態様や規模に変化が見られる中、今後、災害から命を守るためには、県民一人ひとりが災害を「自分事」として捉えるとともに、私たちは「災間社会」を生きているという自覚を持ち、防災・減災意識を高め、災害への備えをはじめとした行動を起こすとともに、発災時には地域で助け合うなど、「自助」、「共助」の取組を深化させることが重要。
- ③ 防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠。

(2) 総則

①基本理念の追加（第3条第3項、第4項）

- ・「防災対策は、災害が必ず起こることを前提に、被害を最小限にするため、日々の業務や生活と一体で不可分と考え実施されなければならない。また、地震や台風などの自然災害の経験で培われた知識や技術を活用し、早期の復興に備えた事前の対策を実施しなければならない。」

(「防災の日常化」「SDGs」「事前復興」)

- ・地域特性や高齢者、障がい者、乳幼児など、被災者に応じた防災対策の実施を新たに定める。

②新たな防災技術の活用（第7条第6項）

DONETを活用した津波予測システムやSNSの活用をはじめ、Society5.0の実現を目指した新たな防災・減災技術を活用し対策を推進することを県の責務として定める。

③表彰制度（【条文を追加】第12条）

地域における優れた防災活動を表彰し、他の地域へ普及させるための表彰制度として定める。

(2) 災害予防対策

①過去の災害から得られた教訓の伝承（第13条第3項）

東日本大震災等から得られた教訓を、防災教育等を通じて伝承することなどを、新たに県民の責務として定める。

②要配慮者への支援（第17条、第24条、第35条）

要配慮者からの情報提供、県における要配慮者にかかわる団体への支援等について、再整理を行う。

③防災人材の育成（【条文を追加】第32条）

災害時に的確に行動し、早期の復旧・復興を成し遂げるための人材育成を新たに県の責務として定める。（三重県職員防災人材育成指針（仮称）による職員育成等）

④BCPの整備（【条文を追加】第34条）

災害時への備え、また事前復興に向けて、BCP（事業継続計画）の策定は特に重要であるため、改めて明示するとともに、事業者に向けても支援を行うことを、新たに県の責務として定める。

⑤地区防災計画の普及促進等（【条文を追加】第41条）

地域における共助の促進を目的に、地区防災計画の重要性について、県民の理解を深めるための普及啓発と支援を、新たに県の責務として定める。

⑥消防団の充実・強化（【条文を追加】第50条）

地域の防災力強化のために、消防団の充実・強化への支援について、新たに県の責務として定める。

⑦観光旅行者の安全の確保（【条文を追加】第55条）

観光旅行者の災害時の避難対策等について、新たに県の責務として定める。

⑧協定の活用（第56条第2項）

県と防災関係機関等との協定を、災害時に適切に運用するための必要な措置について、新たに県の責務として定める。

⑨広域的な連携の強化と受援体制の確立（【条文を追加】第57条）

大規模災害時に効果的な被災者支援につなげるための広域受援計画に基づく対策の推進について、新たに県の責務として定める。

⑩「抜け・漏れ・落ち」のない体制の整備（【条文を追加】第58条）

紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、三重県に上陸するおそれのある台風に対しては、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理したタイムラインによる応急対策の実施を、新たに県の責務として定める。

⑪復興体制の準備（【条文を追加】第59条）

東日本大震災では、応急対策活動に追われ、復興に向けた取組になかなか着手できなかったことから、早期の復興を見据えた復興計画のための復興指針策定など復興体制の準備について、新たに県の責務として定める。

(3) 災害応急対策

①災害発生時等における迅速な避難（第61条第2項）

災害発生時の避難や津波等が予測される場合の県民の避難について、「自らの命は自らが守る」などの率先避難を前提に、南海トラフ地震臨時情報への対応等も含め、再定義する。

②帰宅困難者の一斉帰宅の抑制（第69条第2項）

災害発生時の混乱を回避するために、従業員の一斉帰宅を抑制するように努めることを、新たに事業者の責務として定める。

③避難所における良好な生活の確保（第73条第2項）

避難所生活における被災者のニーズに対応し、避難所の良好な生活環境を確保するように努めることを、新たに市町の役割として定める。

④災害関連死の防止（第73条第3項）

災害による直接死だけでなく、県民の災害関連死の防止に努めることを新たに市町の役割として定める。

⑤被災地への応援（第79条第3項）

被災地への応援について再定義するとともに、職員派遣を通じた県の災害対応力の強化に資することを目的としても位置付けることを、新たに県の責務として定める。

(4) 災害復旧復興対策

①再度の災害防止・復旧の実施（第84条）

災害が再発しないように復旧に努める措置を講じることを、新たに県の責務として定める。

(5) 雑則

①災害マネジメントサイクルの確立（【条文を追加】第86条）

災害の検証結果を次の防災・減災対策につなげる災害マネジメントサイクルの確立のため、5年ごとの検証・検討を新たに定める。

4 今後のスケジュール（予定）

現在、市町・防災関係機関への意見照会及びパブリックコメントを実施しており、今後のスケジュールについては、以下のとおりです。

- | | |
|--------|--|
| 令和2年1月 | 防災・減災対策検討会議（有識者会議）・・・最終案を議論
防災対策会議幹事会・防災対策会議・・・最終案を検討 |
| 2月 | 防災対策推進条例改正議案の提出 |
| 3月 | 県議会防災県土企業常任委員会 条例改正案説明
防災会議で報告
市町等防災会議で説明 |
| 4月～ | 条例改正内容の周知・普及、条例関連事業の推進 |